

第25期第35回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和8年6月5日(金曜日) 13:30～14:40

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第2番	安藤育雄	第11番	田坂健次
第3番	藤田幸正	第13番	小野春雄
第5番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第6番	横井直次	第15番	眞鍋篤俊
第7番	寺尾俊行	第16番	土岐典子
第8番	星加誠	第18番	石川千壽子
第9番	藤田隆	第19番	山口三七夫
第10番	田村伊佐雄		

(2) 農地利用最適化推進委員

第2番	近藤孝志	第8番	神野明仁
第4番	永易博隆	第10番	千葉英明
第5番	小野義尚	第11番	土岐秀男
第6番	井下八郎	第14番	神野鉄治

(3) 欠席委員

第1番	岡田悦明	第7番	神野伸二
第4番	塩見敏夫	第9番	近藤美喜男
第17番	渡邊勝俊	第12番	飯尾博光
第1番	矢野一臣	第13番	高橋秀実
第3番	加藤宏司		

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局次長	竹林啓
主査	井上貴清	主事	小島一貴

4 傍聴者

なし

5 議事日程

(1) 農政関係

ア 令和8年度新居浜市の農業予算について

イ 農業経営基盤の強化の推進に関する基本的な構想の一部改正案について

(2) 農地関係

農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について

13時30分開会

【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員15人・推進委員8人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、藤田会長よろしく願いいたします。

【藤田会長】

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

近年は気候変動の影響もあり、台風の発生時期や農作業への影響が例年と異なっております。

現在は田植え時期で大変忙しい時期かと思いますが、各地の状況を見ても、作付け時期の前倒しなどの傾向が見られます。

本市においても同様に、作業が進んでいる状況であると感じております。

それでは、ただいまから第35回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農政関係は「令和8年度新居浜市の農業予算について」及び「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の一部改正案について」、農地関係は議案第1号から第4号までを議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において山口三七夫委員と石川千壽子委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

それでは「令和8年度新居浜市の農業予算について」を議題といたします。

本日は、経済部農林水産課及び建設部流域整備課から担当職員をお招きしておりますので、御紹介させていただきます。

農林水産課から菅課長、八木副課長です。

流域整備課から川又技幹、松島副課長です。

質問等につきましては、最後に一括してお受けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に農業委員会関係の予算について、事務局から説明いたします。

【小島主事】

＜農業委員会事務局予算説明＞

【藤田会長】

次に、農林水産課から説明をお願いいたします。

【菅課長】

＜農林水産課予算説明＞

【藤田会長】

次に、流域整備課から説明をお願いいたします。

【川又技幹】

＜流域整備課予算説明＞

【藤田会長】

ありがとうございました。以上、事務局、農林水産課、流域整備課から令和８年度新居浜市の農業予算について説明していただきましたが、何か御質問等はございませんか。

【近藤(孝)委員】

はい

【藤田会長】

どうぞ（近藤委員）

【近藤(孝)委員】

農林水産課の予算についてですが、この金額を見ると、大きいものは当然、国や県の補助事業だと思います。その補助事業の関係についてですが、新居浜市としての負担割合というのは決まっているのでしょうか。それとも、すべて国や県が単独で負担しているのですか。

【八木副課長】

はい。工事ではなく、農林水産課で行っている補助についてですが、基本的にはまず市の単独事業があります。それに加えて、先ほどお話しした150万円の新規就農者向けの補助については国の事業ですので、そこは国の負担ということになります。

【近藤(孝)委員】

そうしますと、実際に新居浜市がこの農業予算として計画している額というのは、どのくらいですか。かなり少ないような気がします。

【八木副課長】

それは補助金に関してということによろしいでしょうか。

【近藤(孝)委員】

はい、そうです。

【八木副課長】

直接、農家の方に補助金として交付されるものと、あと間接的な負担金もあります。この中で言いますと、2番の青年就農者育成事業などは国の補助金ですし、ほかに3番の利子補給、5番のジャンボタニシ対策、6番の経営安定対策、7番の畜産関係、そして有害鳥獣関係あたりが該当します。

【近藤(孝)委員】

先ほど質問した2番や7番のような国や県の補助事業について、市が独自に上乗せして負担するということはないのですか。

【八木副課長】

基本的には難しいです。

【近藤(孝)委員】

私が知りたいのは、新居浜市が実質的に予算を出して計画した金額がどのくらいなのかということです。私は相当減っていると思います。農業委員会の分を含めるかどうかはあるにしても、他の市町村と比べると、絶対に少ないと思っています。どうですか。

【八木副課長】

はい、おっしゃる通りで、近隣市と比較すると金額が少ないのは事実ですし、これまでも御指摘をいただいているところです。以前は、国や県の補助金に市が上乗せし

て共同で補助を行うこともありましたが、現在は全庁的な方針として、国や県に対して市が上乘せする補助は原則実施しないということになっています。財源の関係もありまして、我々としても要望は出しているのですが、なかなか実現には至っていない状況で、課題だと認識しています。

【近藤(孝)委員】

市としては、大規模災害などに備えた積み立ても必要だと思いますが、一方で生活に関する予算もありますよね。その中で、農業だけが特に減っているのか、それとも全体的に平準化されて減っているのか、あるいは他の事業に回されているのか。そのあたりを農家に説明できるような話が必要だと思います。「農業予算がないじゃないか」と言われたときに、「いや全体的に減っています」と言えるのか、それとも「農業は優先度が少なくなっている」となるのか、そのあたりを教えてください。

【藤田会長】

市全体の予算規模はそれほど増えていない中で、特に民生費が増えてきているのは事実です。農業については昔から他と比べて少ないと言われてきましたし、実際に割合としても小さいです。その中で、国や県の補助、地域おこし協力隊なども活用しながら、限られた予算の中で対応している状況です。

我々もこれまでいろいろと要望はしてきましたが、なかなか増えるものではありません。例えば有害鳥獣対策についても、補助制度はあっても材料費が上がっている中で補助率は変わらないという問題があります。全体として厳しい状況の中でやっているというのが現実です。

職員の皆さんも答えにくい部分があると思いますので、代わりにお答えします。

【近藤(孝)委員】

以前、事業計画について説明がありましたよね。各地区の農協ごとに共同利用機械があって、その育成のために取り組みをしていきたいという話でした。そういう中で、大きな金額でなくても、例えば各地区に5万や10万でも予算を組むという考え方もあるのではないかと思います。

【営課長】

共同利用機械については、以前も御説明したと思いますが、最初の整備の際に市と農協で補助を出して整備しました。その後の運営については、各部会で進めていただくという形になっています。現時点で新たに補助を出すというのは難しいですが、農業者の皆さんから必要性があるという声があれば、どのような支援ができるかは検討

していきたいと考えています。それが共同利用機械であるか、別の方法であるかも含めて、今後検討していきたいと思います。

【藤田会長】

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

パッと見て「参考になっていますよ」とか、「こういった実績もありますよ」と言われても、なかなか皆さん分かりにくい部分もあると思います。ただ、今日お聞きいただいたことや、これから目にされる内容の中で、何か気になる点がありましたら、またこういった会の場で御意見を出していただいたり、あるいは直接、それぞれの担当課の方へお声がけいただければよろしいかと思います。そういった中で、予算説明につきましては、以上で終了とさせていただきます。本日はお忙しい中、流域整備課の皆様にお越しいただきましたが、この場で御退席いただきます。

（流域整備課職員 退席）

【藤田会長】

続きまして、農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の一部改正案についてを議題に供します。農林水産課から説明をお願いいたします。

【八木副課長】

引き続き、新居浜市農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の一部改正案について農林水産課から説明させていただきます。

まず、お配りしております資料について御説明いたします。

資料１は、今回、県に提出予定の構想の一部改正案で、朱書きしている部分が修正箇所となっております。

資料２は、今回の一部改正箇所の主なものを要約したものとなります。

本日は、時間の都合上、資料２にて説明させていただきますが、現段階では改正案であるため、会議終了後、休憩中に資料１及び２を回収させていただきたいと考えておりますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。また、この基本的な構想を、後日、県に提出する際には、農業委員会及び農業協同組合からの意見書が必要となっておりますので、委員の皆様のお意見をいただきたいと思いますと考えております。

では、説明に入らせていただきます。

資料２を御覧ください。

まず、本構想の策定の根拠についてです。本構想は、農業経営基盤強化促進法第6条において、県知事の同意を得て、市が定めるものとされており、同法施行令において、おおむね5年ごとに、その後の10年間につき定めるものとされています。今回の市構想の変更は、愛媛県が農業経営基盤強化促進に関する基本方針を令和8年1月に変更したことを踏まえ、市構想の見直しを行おうとするものです。

次に、市の構想に定める事項としましては、(1)農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、(2)効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標、(3)新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標、(4)農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項、(5)農用地の利用集積に関する目標及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項、(6)農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項等、となっています。

次に、主な見直し内容についてです。

まず、(1)所要の条文整備として、全体を通じ、県が改正した基本方針に沿った形で所要の条文整備を行っています。

次に、(2)主たる従事者の目標所得として、県の方針では、主たる従事者の目標農業所得を450万円から460万円に10万円増額していますが、本市構想では、本市農業の特性や状況を踏まえ、現状の数値での据え置きとして、主たる農業従事者の目標所得を330万円、自ら農業経営を開始しようとする青年等の目標所得を主たる農業従事者の七割五分程度の250万円としています。

次に、(3)目標とする年間労働時間として、直近の本県その他産業従事者の年間労働時間が規模5人以上の事業所が1,994時間、規模30人以上の事業所が2,004時間であるため、県に準じて2,000時間で据え置きとしています。

次に、(4)新規就農者数として、引き続き新規就農青年等の確保育成を図るため、目標を10人で据え置きとし、同水準の目標を目指すこととしています。

次のページを御覧ください。

次に、(5)農業経営の基本的指標として、県が示した基本的指標及び直近の本市の農業経営改善計画の目標を参考に、本市の農業経営の基本的指標の主なものを次のとおり修正しています。こちらの指標は、愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針を踏まえ、本市の実態に応じた主要な営農類型を一つの目安として例示したもので、今回、変更のあった目標営農類型・経営規模の主なものです。

まず、営農類型が水稻と麦であったものを水稻と水稻作業受託に変更しています。それに伴い、経営面積について、水稻と麦で15.5ヘクタールであったものを水稻15ヘクタールに変更しています。また、作業受託面積について水稻と麦で4ヘクタールであったものを水稻のみ4ヘクタールに変更しています。

次に、営農類型が水稻とさといもについて、作付面積として水稻1.5ヘクタール・さといも1.5ヘクタールで経営面積が3ヘクタールであったものを、水稻3ヘクタール

ル・さといも2ヘクタールで経営面積を5ヘクタールに変更しています。

また、営農類型が養鶏であるものについて、採卵鶏が10,000羽であったものを3,000羽に、幼雛が6,000羽であったものを1,500羽に変更しています。

以上、簡単ではございますが、県の基本方針及び本市の経営改善計画を参考に、今回、変更を行った内容の説明となります。

委員の皆様から、何か意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。以上、農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の一部改正案について、農林水産課から説明していただきましたが、何か御質問等はございませんか。

(「なし」の声あり)

【藤田会長】

他に意見が無いようですので、事務局より、本日の結果を農林水産課に報告書にて提出させます。

以上をもちまして、農政関係の議題がすべて終了いたしました。よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時20分から総会を再開いたします。

【藤田会長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号は決議事項、第2号から第4号までは意見事項となっております。加えまして、報告事項が2件、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第1号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は4件です。

2ページをお開きください。

29番及び30番は譲受人が同一の案件でございますので、一括して説明させていただきます。

29番、船木字上原、畑2筆、合計面積635㎡及び30番、船木字上原、畑2筆、合計面積997㎡、譲受人は市内在住の1-1さん。譲受人は、今回、新規に営農を開始することを目的に、自宅に隣接する申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは果樹を予定しているとのことです。

3ページを御覧ください。

31番、星越町、畑1筆、面積332㎡、譲受人は今治市在住の1-2さん。譲受人は、現在、2反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは果樹を予定しているとのことです。

32番、萩生字旦ノ上、畑3筆、合計面積1,849㎡、譲受人は市内在住の1-3さん。譲受人は、現在、9反9畝ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは季節野菜及び水稲を予定しているとのことです。

以上の事案につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。御審議の程よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、29番及び30番は神野伸二委員が欠席のため事務局から、31番も矢野一臣委員が欠席のため事務局から、32番は眞鍋篤俊委員からそれぞれ報告をいただきます。

まず、事務局からお願いします。

【竹林事務局次長】

29番及び30番につきましては、5月15日付けで、神野伸二委員さんから、申請地にて譲受人と面談し、現地はイチジクが植えられており、残りの部分で野菜と稲を作りたいとのこと、また、耕作意欲は十分で、地域との調和に関しても特に問題ないと思われるとの御報告をいただいております。

31番につきましては、5月11日付けで、矢野一臣委員さんから、申請地にて譲受人の両親と面談を行った結果、譲受人は、県の農業普及指導員として単身赴任中であるものの、週1回帰省して両親とともに耕作されていること、また、申請地は現在、梅などの果樹が植え付けられ、遠隔地に住む譲渡人に代わり、これまで譲受人一家が管理されていることを確認し、加えて地域との調和も特に問題ないとの御報告をいただいております。

【藤田会長】

ありがとうございました。

続いて、真鍋篤俊委員をお願いします。

【真鍋委員】

32番について報告いたします。

5月20日に現地確認を行い、翌21日に譲受人の父親より聞き取りを実施しました。申請地は耕起されており、すでに農作物の植え付けが可能な状態となっています。また、周囲との境界も明確に区分されており、特に問題はないものと判断されます。

以上、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、29番から32番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

4ページをお開きください。

議案第2号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主査】

議案第2号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で申請件数は3件です。

5ページを御覧ください。

54番、土橋一丁目、田2筆、譲受人は2-1さん。内容は自己住宅1戸74.52㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

５５番、中西町、畑１筆、譲受人は２－２さん。内容は自己住宅１戸９３．９８㎡、一体利用地として宅地２３５．６１㎡があり、農地区分はその他の農地である第２種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

５６番、中西町、畑１筆、譲受人は２－３さん。内容は自己住宅１戸４５．５５㎡、一体利用地として宅地１９９．６１㎡があり、農地区分はその他の農地である第２種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、５４番から５６番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても、認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程よろしくをお願いします。

【藤田会長】

以上、５４番から５６番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第２号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

６ページをお開きください。

議案第３号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主査】

議案第３号は農地転用事業計画変更申請で、申請件数は３件です。

７ページを御覧ください。

２番及び３番は関連しておりますので一括して説明させていただきます。

申請人は３－１さん。変更内容は、転用目的を建売住宅６戸から建売住宅４戸及び賃貸集合住宅１棟に変更するもので、変更の理由等については議案書に記載のとおりです。

８ページをお開きください。

４番、申請人は３－２さん。変更内容は、権利区分が所有権移転となっていたものを使用貸借権設定に変更するもので、事業内容自体には変更はございません。

以上、2番から4番までの事案につきましては、変更申請書及び添付資料を確認し、変更事由が転用事業者の故意又は重大な過失ではなく、変更後の転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることから、計画変更についてはやむを得ないものと考えます。御審議の程よろしく申し上げます。

【藤田会長】

以上、2番から4番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地転用事業計画変更について」を承認相当として、県知事に意見を送付いたします。

9ページを御覧ください。

議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第4号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）でございます。

当該計画（案）の内容といたしましては、田12筆、畑6筆、合計面積13,049㎡でございます。

10ページをお開きください。

権利の設定を受けるのは、125番から127番までの4-1さん、128番から138番までの4-2さん、139番及び140番の4-3さん並びに141番及び142番の4-4さん、以上の4者でございます。

内訳といたしまして、期間10年3か月が3筆、期間10年2か月が2筆、期間5年2か月が13筆、いずれも権利の種類は使用貸借権で、新規設定となっております。

以上の事案につきまして、申出書にて一般的な要件を満たしていることを確認いたしております。御審議よろしく願いいたします。

【藤田会長】

以上、6 番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第 4 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を承認相当として機構に意見を送付いたします。

1 2 ページをお開きください。

報告事項は「農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の報告について」です。事務局から報告をお願いします。

【竹林事務局次長】

農地法第 6 条第 1 項に基づく農地所有適格法人の事業報告につきましては、2 番及び 3 番の 2 件でございます。

2 番、5－1 さん及び 3 番、5－2 さんから、それぞれ農地所有適格法人報告書が提出され、いずれも議案書に記載のとおり農地法で定める農地所有適格法人として必要な要件を全て満たしており、適正に運営されていることを確認いたしましたので御報告いたします。

【藤田会長】

1 3 ページを御覧ください。

報告事項は「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。事務局から報告をお願いします。

【竹林事務局次長】

引き続き農業経営を行っている旨の証明について、御報告いたします。

租税特別措置法第 70 条の 6（相続税）の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明願でございます。納税猶予の特例を受けている農業相続人は、納税猶予期間中、3 年ごとに「引き続き農業経営を行っている旨の証明」等を添えて税務署に届け出ることとなっております。

第2番、外山町、計9筆、相続人は、市内在住の6－1さんでございます。地元委員の近藤美喜男委員さん、及び事務局職員がそれぞれ該当農地を現地調査して、適正に管理されていることを確認いたしました。以上、御報告いたします。

【藤田会長】

14ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

ここで、事務局から連絡事項があります。

【原事務局長】

本日、配布しております「今後のスケジュールについて」の資料につきまして御説明いたします。詳細については改めて正式に御案内いたしますが、事前の予定確保のためお知らせいたします。

まず、来月6日に第36回総会を開催いたします。当日15時から市長のスケジュールを確保しておりますので、会長・会長代理・役員の皆様に御出席いただき、市長へ意見書を提出する予定です。御対応の程よろしくお願いいたします。

次に、第25期につきましては、来月19日をもって任期満了となります。20日は祝日のため、21日の火曜日に第26期新居浜市農業委員会の臨時総会を開催いたします。当日は任命式を行う予定となっておりますが、市長のスケジュールの都合により、臨時総会の開始時間は午前10時とさせていただきます。

農業委員の皆様は、午前10時までに庁舎6階の議員全員協議会室に、推進委員の皆様は、午前10時30分までに庁舎5階の大会議室にそれぞれ集合をお願いいたします。

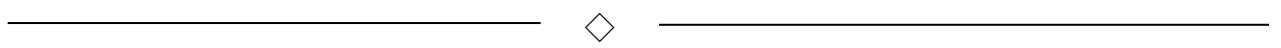
【藤田会長】

以上をもちまして、第35回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。

14時40分閉会



新居浜市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員